

# 令和4年度ひきこもり当事者とその家族等の将来設計支援業務仕様書

## 1 業務目的

ひきこもり状態の当事者及びその家族等に対して、家庭が抱える経済的課題の明確化と将来設計の準備を支援することにより、当事者及び家族等の生活困窮を予防するとともに、ひきこもり状態の回復に向けた意欲を喚起するため、将来設計に関する知識と具体的な設計方法を学ぶセミナー及び個別相談を実施する。

## 2 業務内容

### (1) セミナー開催

#### ア 参加対象者

ひきこもり状態にある当事者及びその家族、ひきこもり支援団体職員等  
(300名程度(オンライン参加者含む))

#### イ 講演内容

ひきこもり問題を抱える家庭の将来設計(親亡き後の生活に向けた準備等)と  
専門家による法律や社会福祉等に関する講演

#### ウ 講師

ファイナンシャルプランナー等家計運営や生活設計の専門的知識を有する者  
及び法律や社会福祉等についての専門的知識を有する者(弁護士、社会保険労務  
士、社会福祉士等)で、ひきこもり問題への理解が深い者

#### エ 開催場所、開催回数等

原則として下記の4地域において各1回開催し、インターネット上でも同時に  
視聴可能な体制とする。

##### 【北部(丹後)地域】

丹後管内(宮津市・京丹后市・与謝野町・伊根町)

##### 【北部(中丹)地域】

中丹管内(綾部市・福知山市・舞鶴市)

##### 【中部地域】

南丹管内(亀岡市・南丹市・京丹波町)、乙訓管内(長岡京市・向日市・大山崎町)

##### 【南部地域】

山城北管内(宇治市・城陽市・京田辺市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手  
町)、山城南管内(木津川市・精華町・和束町・笠置町・南山城村)、京都市内

#### オ 講演時間

ライフプランセミナー 90分程度

専門家(法律、社会福祉等)セミナー 60分程度

### (2) 個別相談(常時受付)

#### ア 対象者

主に(1)のセミナーの参加者等(40名程度)

#### イ 相談対応者

ファイナンシャルプランナー等家計運営や生活設計、法律、社会福祉について  
の専門的知識を有するとともに、ひきこもり問題への理解が深い者

#### ウ 内容等

将来設計、収入確保策、家計運営方法、相続や社会保障等、相談者の希望や家  
庭状況を勘案して相談に応じ、相談内容に応じたプランの作成やプラン実行方法  
の助言等を行う。

#### エ 相談実施場所等

相談者の利便に十分に配慮した上で、効果的な相談対応を可能とし、受付後、  
適宜相談を実施できる場所を設定する。また場所によらずインターネット等でも  
相談可能とする。

### (3) ひきこもり支援関連事業等との連携

- ア 本事業のセミナー受講者や個別相談利用者に対して、その状態や課題等に応じ、ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」地域推進事業（以下「チーム絆」という。）受託事業者その他の適切な支援機関等の利用を案内し、相談等に繋げていく。
- イ ひきこもりに係る支援を受けていない者やチーム絆利用者等で将来設計が必要な者を本事業の利用に繋がられるよう、広報や関係団体等との連携を積極的に行う。

### (4) セミナー等の中止に係る対応

やむを得ない事由により、セミナー等の開催が困難になった場合は、甲の指示を受けた上でセミナー等の全部又は一部を中止することとする。この場合、甲乙協議の上、セミナー参加予定者への資料や電話による相談対応等の代替措置を講じるものとする。

## 3 その他

- (1) 受託者は、本業務が京都府との委託に基づく公的な業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (2) 個別相談については、資産等が少ないケースや喫緊に解決すべき課題を抱えたケース等ファイナンシャルプランや中長期的な将来設計では相談者の課題に的確に対応できない場合は、プラン作成に代えて、利用可能な福祉制度等の説明や利用助言、必要に応じて適切な相談機関等への繋ぎなど、相談者の抱える課題に応じた対応を行う。
- (3) 本業務のために受託者が資料（配布資料、広報資料等）を作成する場合は、あらかじめ京都府の了承を得るとともに、本業務のために作成した資料については、京都府の許可のない限り、他の目的で使用することができない。
- (4) 本業務のために著作物を使用する場合、使用許諾に係る一切の手続き及び経費の負担は受託者が行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施状況について、京都府が別途指定する期日までに報告すること。
- (6) 受託者は、本業務について、業務の終了後も含めて、今後、京都府監査委員の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (7) 受託者は、本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成をおこなうこと。
- (8) 受託者の責めに帰すべき事由により、京都府又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府と受託者で協議して決定すること。
- (10) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (11) 受託者は、本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、京都府個人情報保護条例及び本業務委託契約書に記載する個人情報の保護の定めによることとする。
- (12) 受託者は、本業務を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、国の対処方針等を参考にして、「3つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策の徹底を行うこと。